	⑶　強制冷却の機能を有する装置にあっては、異常時に電源回路を開放する等の措置が講じられていることを確認する。	構造規格第７条の規定に適合していること。
3　強度試験	口出線を１本ずつ手でつかんで電防装置を持ち上げ、クリート等による固定部の著しいずれ、断線等の異常がないことを確認する。	構造規格第６条第１号の規定に適合していること。
4　耐衝撃性試験	耐衝撃性を、構造規格第14条第２項の方法により確認する。また、電防装置の入力電源線に定格入力電圧を加え、点検用スイッチを操作して装置が作動することを確認する。	構造規格第14条第１項の規定に適合していること。
5　作動試験	電防装置を適用溶接機に取り付けて（内蔵形の電防装置においては組み込んで、以下同じ。）、溶接機の入力側に電源を接続し、誘導電圧調整器を用いて定格周波数による定格入力電圧の100パーセント、85パーセント及び110パーセントの電圧を加え、それぞれの電圧値における安全電圧及び遅動時間を次の方法により測定する。 ただし、溶接機に接続しなくても電防装置の性能に変化がない場合又は変化しても規定値（安全電圧にあっては30ボルト、遅動時間にあっては1.5秒）を超えない場合には、電防装置単独で測定しても差し支えない。 なお、この測定は、温度が零下10度、常温及び40度のそれぞれについて行うこととし、零下10度及び40度の測定は、電防装置を恒温槽に入れたまま当該温度に２時間放置した後に行う。 ⑴　安全電圧の測定 入力インピーダンスが１メガオーム以上の電圧計を使用する。 ⑵　遅動時間の測定 測定回数は、定格入力電圧で100回、85パーセントの電圧で10回、110パーセントの電圧で10回とする。	構造規格第11条から第13条までの規定に適合していること。
6　温度上昇試験	温度上昇限界を、構造規格第17条第３項の温度上昇試験により確認する。	構造規格第17条第１項又は第２項の規定に適合していること。
7　保護用接点の作動試験	保護用接点について、構造規格第19条第２項の作動試験を行い、主接点の短絡又は電源の投入のどちらか遅い方から、保護用接点が開く時点までの時間を測定する。	構造規格第19条第１項の規定に適合していること。
8　主接点の動作試験	保護用接点以外の接点について、構造規格第18条第２項の動作試験により確認する。	構造規格第18条第１項の規定に適合していること。
9　絶縁抵抗試験及び耐電圧試験	絶縁抵抗及び耐電圧を、構造規格第15条第２項並びに第16条第２項及び第３項の試験により確認する。 なお、測定箇所にサージ吸収素子が接続されているものについては、当該素子を外して確認する。	構造規格第15条第１項及び第16条第１項の規定に適合していること。
10　表示検査	電防装置の表示を確認する。	構造規格第20条の規定に適合していること。
備考	試験の順序は、始めに「４　耐衝撃性試験」を行い、続いて「５　作動試験」から「９　絶縁抵抗試験及び耐電圧試験」までの試験を行う。 構造規格第21条に規定する適用除外の認定を受けた電防装置については、適用しないこととされた規定に関する検定の実施に代えて、適用除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第10　令第14条の２第10号に規定する絶縁用保護具の型式検定の方法

検定項目	検　定　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	⑴　構造、機能等を、申請書等により確認する。 ⑵　容易にずれ、又は脱落しないように、絶縁衣であればマジックテープ、ひも等が、また、帽子にあってはあごひもが付属していること等を確認する。	絶縁用保護具等の規格（昭和47年労働省告示第144号。以下この表及び次の表において「構造規格」という。）第１条から第３条までの規定に適合していること。
2　外観検査	書類審査において確認した構造図と現品を目視、各部の寸法等を測定すること等により照合する。	構造図と現品に差異がないこと。
3　材料強度試験	材料強度を、日本産業規格Ｋ6251（加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―引張特性の求め方）若しくは日本産業規格Ｋ6772（ビニルレザークロス）で規定された「引張強さ」、「伸び」等の試験又は製造者より提出された材料の特性データにより確認する。	構造規格第２条の規定に適合していること。
4　耐電圧試験	耐電圧を、構造規格第３条第２項に定める方法により確認する。	構造規格第３条第１項の規定に適合していること。
5　表示検査	絶縁用保護具の表示を確認する。	構造規格第10条の規定に適合していること。